

# 第3回学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議議事録(要旨)

## 1 開催日時

令和6年11月12日(火)9:00~11:15

## 2 開催場所

教育委員会 6階 B会議室

## 3 出席者

### (1) 構成員 7名

近構構成員、下山構成員、北嶋構成員、塩谷構成員、新妻構成員、河本構成員、  
大塚構成員

### (2) 事務局 3名

近藤学校給食課長、松本栄養指導担当係長、町田栄養指導担当係員

## 4 欠席者

高橋構成員、橋本構成員、山角構成員

## 5 議事

### (1) 改訂案(手引き)の検討

前回の検討を踏まえて再度事務局が作成した案に基づき、全体構成や各章の文言・表現について確認・検討した。

#### 【事務局より説明】

改訂の考え方について記載した「改訂の概要」の資料について、前回会議案からの修正箇所を説明した。

その後、各章ごとに構成員から意見・質問をいただいた。

#### 【構成員からの主な意見・質疑応答】

- ① 第1章 札幌市の学校給食における食物アレルギー対応  
特になし

- ② 第2章 校内体制及び対応の流れ

構成員	食物アレルギー対応の役割分担(例)について、子学校の役割がわかりにくいため、担当者も含まれるのであれば、「担任」「副担任」「子学校担当者」等と詳細に分けて役割を明記していただきたい。
構成員	「食物アレルギー対応の役割分担(例)」の養護教諭の部分について、常備薬・携帯薬の管理などとあるが、学校では持病のある子どもの常備薬・携帯薬は、いつどこで事故がおこるかわからないため、子どもが身につけるか、かばんの中に入れておくケースが多い。「管理」ではなく「把握」の方が言葉として適切ではないか。
構成員	「食物アレルギーの危険性を啓発」について、命に関わることもあるということ

	は理解できるが、「食物アレルギーを正しく理解するよう指導に努める」等の表現ではいかがか。危険性だけでなく、広くアレルギーについて周知する必要があることを記載いただきたい。
構成員	食物アレルギー対応解除申請書について、卒業時には廃棄するとのことだが、転出時も同様の扱いとなるか。市外に転校した児童生徒の場合は、その学年の卒業まで学校で保管すべきなのか、明記していただきたい。
事務局	御意見については、事務局で検討する。

### ③ 第3章 学校給食での対応

構成員	除去に関して「一部除去」「完全除去」という区分に変わったため、フローチャートに記載のある「自分で除去」の表現を変更してはどうか。
構成員	自分で除去をする場合でも、一部除去・完全除去という形で除去のレベルにより呼び方が変わる。手引きに書かれているフローチャートは学校で配慮や管理をする場合のものだと思うが、学校生活管理指導表を提出せずに果物だけを自分で除去するような児童生徒もこのフローチャートに含まれると誤認されない書き方のほうがよいのではないか。
構成員	除去（一部除去・完全除去）のところに、「自分で」という言葉を残すと不都合があるのか。手引きを見たときに、「誰が」というところが明記されているとわかりやすいと思う。除去という言葉が難しく、イメージしにくい人もいるので、誰が見てもわかりやすい書き方がよい。
事務局	どのような表現がより分かりやすいか、事務局で検討する。

### ④ 第4章 食物アレルギー事故発生時の緊急時対応～各種様式(様式1～様式11)

構成員	食物アレルギー対応確認書は学校生活管理指導表と一緒に保護者へ渡すものかと思うが、学校生活管理指導表だけでよい場合もあるのか。もし必要ない場合があるのであれば「〇〇の場合」と明記いただきたい。
事務局	食物アレルギー対応確認書については除去の程度について確認が必要な場合に提出いただくものであるため「学校給食食物アレルギー対応確認書」は除去程度について確認が必要な場合に提出する。と追記する。
構成員	保存期間の表について、書類の扱いをこのページで確認することも多いと思うので、対応が解除された場合の扱いについて（学校生活管理指導表と対応確認書は保護者へ返却すること）が、表自体ではなく注釈としてでも、このページにもあるとわかりやすいのではないか。
事務局	学校生活管理指導表及び食物アレルギー対応確認書については、エピペン®の管理も含め、学校での配慮や管理が完全に不要になった場合、保護者へ返却する。と追記する。
事務局	食物アレルギー対応の手引きではあるが、乳糖不耐症についても記載してほしいという意見を複数いただいている。記載は必要か。
構成員	食物アレルギー調査の際に、保護者に食物アレルギーと併せて乳糖不耐症の

	問合せがあることが多いので、記載いただきたい。
構成員	果物の食物アレルギーについて、生の果物は食べられないが缶詰(加熱する)は食べられる場合も多い。この場合は一部除去となるということか。この区別について初見でもわかりやすいように記載することが必要。
事務局	書き方については検討する。

## (2) 新規案の検討

構成員	「電子レンジは原則対応しない」と記載することについて、今回の手引きから記載した意図は何か。
事務局	電子レンジについて記載したのは、温めの際のコンタミネーションへの心配や一度に温めることができず人手も時間も取られることへの懸念があったため。

## 6 その他

おおむね御意見はいただいたものと考え、会議の開催は今回で終了とする。

事務局で再度手引き案を検討後、各構成員へ送付し、最終確認をお願いしたい。

## 7 閉会